

## 青森公立大学大学院履修規程の一部を改正する規程の制定について

### 1 趣旨

教育職員免許法及び同法施行規則の改正により、平成31年4月1日から新たな教職課程の制度が開始されることから、本学においても国から教職課程再課程認定を受け、平成31年度以降も継続して教職課程を開設するため、これに伴う所要の改正を行うものである。

### 2 改正内容

教職課程の授業科目や必要単位数などを規定した別表第2について、科目区分を国が示す教職課程コアカリキュラムに沿った内容に改めるとともに、一部の授業科目を見直しする。

### 3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

### 4 経過措置

改正後の別表2については、平成31年4月1日に入学する者から適用し、平成30年度以前に入学した者については、従前の例による